

県発注工事からの暴力団と関係のある下請業者の排除措置要綱の制定について

平成 24 年 3 月 26 日

23 財活第 2312 号

総務部長依命通達

最終改正 令和 7 年 1 月 1 日 6 財活第 3678 号

本庁各部（課、室）長

教 育 長

警 察 本 部 長

各委員会（委員）事務局長

県 議 会 事 務 局 長

各 出 先 機 関 の 長

県発注工事からの暴力団排除を徹底するため、県発注工事からの暴力団と関係のある下請業者を排除するための工事請負契約書等の改正に伴う事務処理について（平成 22 年 6 月 3 日 22 財活第 395 号総務部長依命通達）により、福岡県建設工事競争入札参加資格者名簿登載業者以外の者であって、暴力団関係事業者（工事請負契約書（福岡県財務規則第 166 条第 2 項に規定する知事が告示する工事請負契約書）第 48 条の 3 第 1 項各号に該当する者をいう。）である者を排除してきたところですが、このたび、排除措置に係る手続をより一層明確にするため、別紙のとおり県発注工事からの暴力団と関係のある下請業者の排除措置要綱を制定し、本年 4 月 1 日から施行することとなりましたので、同要綱の趣旨を十分理解され、適正な事務処理を行ってください。

以上のとおり命により通達します。

県発注工事からの暴力団と関係のある 下請業者の排除措置要綱

最終改正 令和7年1月1日 6財活第3678号

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡県が発注する建設工事（以下「県発注工事」という。）における下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）から、福岡県建設工事競争入札参加資格者名簿登載業者（以下「入札参加資格者」という。）以外の者であって、暴力団関係事業者（工事請負契約書（福岡県財務規則第166条第2項に規定する知事が告示する工事請負契約書）第48条の3第1項各号に該当する者をいう。以下同じ。）である者を排除すること（以下「排除措置」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(排除措置)

第2条 入札参加資格者でない者が、警察からの通知により暴力団関係事業者であることが判明したときは、その者については、入札参加資格者に対する福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（昭和62年6月30日62管行第40号の2総務部長依命通達。以下「指名停止等措置要綱」という。）に基づく指名停止期間に準じた期間、排除措置を行うものとする。

2 契約担当者（指名停止等措置要綱第2条第10号に規定する者をいう。）は、前項に規定する排除措置の期間中の者を、県発注工事における下請契約等の相手方としてはならない。

(排除措置の決定に係る手続等)

第3条 排除措置の決定に係る手続、関係者への通知及び排除措置の公表については、指名停止等措置要綱に基づく指名停止の例によるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 （令和3年2月10日2財活第2929号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 （令和3年3月12日2財活第3571号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 （令和5年3月3日4財活第2714号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 （令和6年12月27日6財活第3678号）

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。